



information 医療保険

後期高齢者医療制度の一部見直し

■保険料均等割の軽減割合が見直しされました

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)	7割軽減
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)	5割軽減
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者などの数-1)	2割軽減

※給与所得者などとは、以下のいずれに該当する方となります。

- 給与などの収入金額が55万円を超える方
- 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

■保険料の計算方法(令和3年度)

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たり】 52,048円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得-控除額) ×10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
----------------------------------	---	---	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

※控除額は前年の所得金額により異なる場合があります。(最大43万円)

「国民健康保険の届け出」忘れていませんか？

問合せ

医療保険係 ☎32-2214

国民健康保険は、職場の健康保険と違い、世帯主が加入・脱退などの届け出を必ず行なわなければなりません。加入の届け出が遅れると、被保険者になった時点までさかのぼって保険税を納めることになり、被保険者証がない期間の医療費は、全額自己負担となります。なお被保険者証が変更になった際は、受診している医療機関にそのことを伝えてください。

※資格がない被保険者証を使用して受診した場合、総医療費から自己負担分を除いた金額を市へ返還していただきます。

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の皆様へ

～特定健診・後期高齢者健診のご案内～

受診料無料

◆コロナ禍だからこそ、健康状態のチェックが必要です

新型コロナウイルス感染防止による受診控えは、健康上のリスクを高めてしまいます。
コロナ禍だからこそ、自分の体を知ることが健康維持の第一歩です。

◆生活習慣病は、自覚症状がないまま、進行していきます。

「何も症状がないから」と言って放置するのは大変危険です。
健診は、生活習慣病をはじめとする病気を防ぐために欠かせないものです。
健診を必ず受けて、健康づくりに生かしましょう。

◆健診は家族の幸せ守ります

特定健診は、国が定めた年1回の健康診断です。
今の健康状態を確認するためにも必ず受診しましょう！



■対象者および当日の持ち物

種 類	対 象 者	持 ち 物
特 定 健 診	40～74歳の国民健康保険加入者	● 受診券(ピンク色) ● 質問票 ● 被保険者証
後期高齢者健診	75歳以上の方、または65歳～74歳で一定の障がいのある後期高齢者医療保険加入者	

【対象外の方】

- 6カ月以上入院されている方
- 施設に入所されている方
- 妊産婦の方など

※受診券は5月に郵送しましたが、届いていない方は、医療保険係まで、お問い合わせください。

■市内で受診できる医療機関【要予約】

医療機関(住所)	電話受付時間	電話番号
佐々木内科クリニック (東文京町2丁目1番地)	8時00分～16時30分	☎32-5516
あかびら市立病院 (本町3丁目2番地)	8時00分～12時00分 13時00分～16時30分	☎32-3211
平岸病院 (平岸新光町2丁目1番地)	9時00分～12時00分 13時30分～15時00分	☎38-8331



※市外で受診できる医療機関、そのほかの集団検診、がん検診などの詳しい内容につきましては、5月に郵送しました受診券に同封されたチラシでご確認ください。

■受診料無料

■受診期間

令和4年3月31日(木)まで

問合せ

- 受診券に関すること
医療保険係 ☎32-2214
- 健診(検診)に関すること
健康づくり推進係 ☎32-5665